

# 年金制度 変わります

## 平成17年度中に実施

4月から国民年金などの年金制度の改正が順次実施されます。

### 国民年金

① 4月から平成18年3月までの保険料は、月額1万3580円となります。

② 保険料の口座振替割引制度拡充により、17年度分を一括前納すると3420円が割り引きされます。また、月々の口座振替を早割(当月保険料の当月末引落し)にすると毎月40円の割り引きとなります。

③ 若年者納付猶予制度の導入により、20歳代で所得が一定額以下の場合、申請

により月々の保険料納付が猶予されます。

④ 単身世帯を中心に保険料免除の所得基準が一部緩和を受給していない障害者を

### 育児休業期間の配慮措置を拡充

### 在職老齢制度も見直し

### 厚生年金

① 第3号被保険者(厚生年金保険等に加入する方の被扶養配偶者)の届け出の特例により、第3号被保険者届出が遅れた場合でも、遅延期間分の年金を将来受給できるようにします。

② 育児期間中の配慮措置が拡充され、育児休業期間中の健康保険・厚生年金保険の保険料免除が、子どもが満3歳になるまでに延長されます。また、3歳未満の子どもの養育をしながら勤務する方への配慮措置も実施されます。

③ 在職老齢年金制度が見直され、60歳代前半の方が就労した場合、賃金に応じて老齢厚生年金が支給停止となる仕組みに統一されま

対象に給付金を支給します。 ※所得状況により支給が制限される場合があります。 給付金支給は請求受付の翌月からとなりますので、4月中に市保険年金課窓口で請求手続きを。

が拡充され、育児休業期間中の健康保険・厚生年金保険の保険料免除が、子どもが満3歳になるまでに延長されます。また、3歳未満の子どもの養育をしながら勤務する方への配慮措置も実施されます。

③ 在職老齢年金制度が見直され、60歳代前半の方が就労した場合、賃金に応じて老齢厚生年金が支給停止となる仕組みに統一されま

詳細は、社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)まで。 保険料納付は、支払いの間や時間が省ける「口座振替」が安全で便利です。

3月24日(木) 25日(金)

### 国民年金保険料 納付窓口を特設

国民年金は、みなさんの老後を支える国の制度です。もしも、年金の納め忘れがあった場合、後で受け取る年金額が少なくなったり、年金受給ができなくなることもあります。

今年も厚木社会保険事務所による納付窓口を特設します。国民年金保険料の収納と簡単な年金相談を行いますので、ご来場ください。

▽日時 3月24日(木)・25日(金)午前9時30分～午後4時 ▽会場 市役所1階エントランスホール。

### 個人情報保護のため

### 市税等納税通知書など 口座番号表示方法を変更

4月から、市から送付している市税等納税・納付通知書およびその他振込通知書等に記載されている口座番号の表示方法が変更になります。個人情報保護のため、口座番号の7桁のうち下4桁を\*マークで表示します。なお、金融機関名・支店名は従来どおり表示されます。

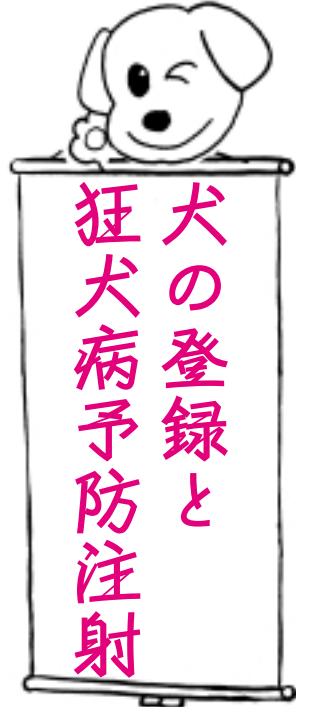
市では安全・便利な口座振替による市税等の納付をお勧めしています。通帳・届出印鑑・依頼書をもって各金融機関(郵便局)へお申し込みください。

### ●狂犬病予防注射日程表

4月	会場	時間
11日(月)	門沢橋コミセン	午前10時～11時30分
	杉久保コミセン	午後1時～2時30分
12日(火)	国分コミセン	午前10時～11時30分
	社家コミセン	午後1時～2時30分
13日(水)	本郷自治会館	午前10時～11時
	河原口児童館	午後1時～2時
14日(木)	柏ヶ谷コミセン	午前10時～11時
	保健相談センター	午後1時～2時
15日(金)	下今泉自治会館	午前10時～11時
	国分寺台第3児童公園	午後1時～2時
18日(月)	上今泉コミセン	午前10時～11時30分
		午後1時～2時
19日(火)	大谷コミセン	午前10時～11時30分

### ●生後91日以上の犬は登録しましょう!

### 毎年1回 予防注射を



生後91日以上の犬は法律で登録が義務づけられています。未登録の場合は、各会場で予防注射と登録を行ってください。動物病院で接種した場合、保健相談センターで登録手続きを忘れずに(手続きを代行する病院あり)。



散歩中は、他人に迷惑をかけないようにマナーを守りましょう

### 犬・猫を飼うときは…

▼犬のフンは放置したり、埋めたりせず、きちんと持ち帰りましょう。▼散歩時には必ず引き綱を。綱を放したり、長く緩めたまま歩かせないようにしましょう。▼飼い主が分からない猫にえさを与えるときは、えさを放置をしないなどの配慮をはじめ、不妊・去勢手術をしたり、できれば飼い猫として室内で飼うか新しい飼い主(里親)を探すなど、責任を持ちましょう。

▼飼い方の相談や苦情、飼えなくなったときなどの問い合わせは、厚木保健福祉事務所環境衛生課(☎224・1111)へ。

